

【地方公会計制度・地域国際化・基地・領土・拉致等関係】

1 新たな地方公会計制度における会計基準の整備について

今後の地方自治体の経営改善への取組を推進するためには、複式簿記・発生主義に基づく新たな地方公会計制度の導入を積極的に進める必要がある。

このため、行政の特質を考慮した上で、分かりやすく、自治体間や民間の類似事業との比較も容易な財務諸表が作成できる全国標準的な会計基準を早期に整備すること。

なお、その会計基準の検討に当たっては、地方財政の実務の実態を十分踏まえるとともに、地方自治体を幅広く参画させるなどその意見を最大限反映させること。

また、地方自治体における決算審議をより一層充実させるため、「地方自治法」など関係法令により定められている決算調書の様式緩和を行うとともに、行政の一層の効率化に資するため、例えば財産管理、社会資本の維持管理・更新などの業務に、財務諸表や台帳等を効果的に活用できるよう環境整備を行うこと。

さらに、その導入に当たっては、地方自治体の負担を考慮し、技術的な支援及び財政支援の創設等必要な措置を講じること。

2 地域国際化の推進について

- (1) 国際化の進展に伴う多文化共生社会の形成に向けて、帰国・外国人児童生徒の教育、日本語及び母語の学習支援体制、雇用対策、保険・年金・医療、災害対応等の諸課題を解消する措置を早急に講じること。
とりわけ、医療や災害対応については、生命や健康にかかわる問題であることから、全国的に利用できる効果的な医療通訳システムの導入に向けた検討や、多言語・平易な日本語による災害関連情報の提供支援を行うこと。
- (2) 地方公共団体が実施する国際交流・国際協力事業に対し、情報提供や要員養成及び海外技術研修員受入れに係る支援（入国事前審査及び査証発給事務の簡素化・迅速化）を推進拡充すること。
- (3) 在外被爆者に対する援護に関し、居住国における健康診断や医療に要する費用の支給について、国内に居住する被爆者の状況及びその者の居住地における実情等を踏まえて検討を行い、必要な措置を早急に講じること。
- (4) 地方警察官の増員を図るなど、来日外国人の不法滞在・不法就労等に対する取締りを強化するとともに、犯罪を犯した外国人に対する「犯罪人引渡条約」や「刑事共助条約(協定)」の締結相手国の拡大を図ること。
- (5) 国際定期便就航や国際ビジネス機の飛来など地域国際化の基盤整備の一環として、空港・港湾のC I Q（税関・出入国管理・検疫等）体制の整備・充実を図ること。

3 基地対策の推進について

- (1) 米軍基地の整理・縮小・返還を促進するとともに、返還後の基地跡地利用について国有財産の無償譲渡や無償貸付けなどの積極的な支援措置を講じること。
- (2) 日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。

基地周辺及び演習に際しての住民の安全確保・環境保全対策を推進するとともに、基地周辺の生活環境の整備事業を拡充すること。

特に、航空機の整備点検、パイロット等の安全教育の徹底、住宅地域及び工場地帯上空での飛行制限並びに夜間離着陸訓練の中止等、徹底した安全対策を講じること。

基地内の環境問題等については、その影響が基地内にとどまらず、周辺住民等の生命、健康に重大な影響を与える可能性があることから、基地の管理、運用に当たっては、環境に係る特別協定などにより、環境法令等国内法が遵守されるよう見直すこと。
- (3) MV-22オスプレイをはじめとする米軍機による低空飛行訓練等については、必要な実態調査と事前情報提供を行った上で、関係地方公共団体や地域住民の不安が払拭されないまま実施されないよう措置すること。
- (4) 民間航空機の安全と円滑な運航を確保するため、米軍管理となっている空域の航空交通管制業務の見直しを進めること。
- (5) 米軍人等による事件・事故の防止について、具体的かつ実効的な対策を早急に講じるよう米側に申し入れること。

とりわけ米軍人等の事件・事故防止対策などについて協議するために、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者が参加する「地域特別委員会」を設置すること。
- (6) 周辺事態安全確保法等の運用に当たっては、適時・的確な情報提供に努めるとともに、地方公共団体の意向を十分尊重すること。

4 北方領土及び竹島問題の早期解決について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島の早期返還及び竹島の領土権の早期確立は、多年にわたる国民の念願であり、その解決の促進を図ること。

5 拉致問題の早期解決について

北朝鮮当局による拉致問題の全面解決に向けて、関係諸国や国際機関等と連携・協調を図りながら主体的に取り組み、拉致問題の徹底的な全容解明はもとより、国際情勢の変化を的確に見極めつつ北朝鮮との政府間協議を再開し、目に見える形で具体的な成果を出すこと。また、北朝鮮に不測の事態が発生した場合の備えや、拉致被害者の安全の確保にあらゆる手立てを尽くすとともに、安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図り、あわせて、拉致の疑いのある方々について徹底した調査・事実確認を行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定すること。

北朝鮮との交渉に当たり必要な場合は、更に強い姿勢をとることができるよう、国際社会と連携し、追加的な経済制裁等について国として対処するとともに、北朝鮮に対して実施した制裁措置については、拉致問題が解決しない限り見直すことはないとの毅然とした姿勢を貫くこと。

6 座礁放置された外国船舶の処理等について

座礁放置された外国船舶の処理等については、漁業被害対策や沿岸住民の安全確保、景観保持等の観点から、地元自治体が船体の撤去等を行っている状況にあるため、国の責任として処理する制度を確立すること。

なお、日本近海を航行する船舶について、P I 保険に加入するよう近隣諸国に要請するとともに、P I 保険が機能しなかった場合も想定した対応策を講じること。